

死して後已む——諸葛亮の漢代的精神

渡 邊 義 浩

目次

はじめに

一、水魚の交わり

二、臥龍

三、泣いて馬謖を斬る

四、器能を盡くせるに服す

おわりに

はじめに

『三國志演義』では、神算鬼謀の軍師に描かれる諸葛亮は、史實では、公正無私の峻嚴な政治家である。人口に膾炙している「泣いて馬謖を斬る」という言葉は、諸葛亮の公正さと共に法の適用の嚴格さを示す。かつて中國では、かかる法の重視を論據に、諸葛亮を法家と捉える研究も多かった。^(一)しかし近年では、餘明侠^(二)《一九九六》のように、諸葛亮の法制思想は儒家と法家の長所をともに採用したものである、という見解が多く見られる。^(三)果たして、諸葛亮の思想は、儒家と法家の融合なのであろうか。諸葛亮の學問形成の過程から、この問題を考える必要がある。

一方、日本では、林田愼之助（一九八九）が、諸葛亮を荀彧・孔融らと同様の「清流派」知識人として理解する。^(三)しかし、「清流派」という括り方の有効性には疑問があり、^(四)何よりも荀彧・孔融らとの同質性を強調する林田の論では、諸葛亮個人の思想的な獨自性が描き出されていない。

儒教一尊であった後漢「儒教國家」^(五)の崩壊を受けて、諸葛亮はいかなる思想的な背景により、蜀漢政權の樹立に主體的に関わりを持ったのであろうか。本稿は、諸葛亮の思想的立場を解明するとともに、それを通じて、後漢末から三國時代における思想状況を垣間見ることとを目的とするものである。

一、水魚の交わり

諸葛亮、字は孔明、徐州琅邪郡陽都縣の人である。祖に前漢の司隸校尉たる諸葛豐を持ち、父珪は泰山郡の丞になったというから、豪族層の出身と考えてよい。^(六)しかし、諸葛亮は豪族として有していたであろう經濟力や軍事力には依據せず、名聲を存立基盤とする「名士」として生きた。^(七)幼い弟と共に故郷である徐州の「亂を荊州に避」けたためである。徐州の混亂とは、興平元（一九四）年、曹操が徐州で繰り広げた大虐殺を指す。^(八)諸葛亮は十七歳であった。

徐州牧の陶謙は、袁術・公孫瓚と結び、袁紹・曹操と對立關係にあった。兗州に據點を得た曹操が、迎えようとした父曹嵩を襲撃して、曹操を挑發したのである。これに怒った曹操は、徐州に進撃して官民を問わず老若男女を虐殺した。これにより、諸葛亮は故郷を追われた。その生涯を貫く反曹の精神は、ここに定まった。

時代は「漢」を見放しつづであった。黄巾の亂は火徳の漢に代わる土徳の天下の招來を宣布していた。^(九)「漢」の正統性を支えてきた儒教においても、應劭は革命を是認していたし、仲長統は漢の滅亡の必然を説いた。^(一〇)蜀漢政權の成立後に

おいても、李嚴は、劉備の諸葛亮への遺言である「君自ら取るべし」を踏まえ、皇帝即位の前提となる九錫を受け王になるよう諸葛亮に勧めている。蜀漢を滅ぼせと言うのだ。『三國志』卷四十 李嚴傳注引『諸葛亮集』に、

吾と足下は相知ること久しきも、復た相解せざる可し。足下方に誨ふるに國を光かすを以てし、之を戒むるに拘ること勿きの道を以てす。是を以て未だ黙するを得ざるのみ。吾本東方の下士、先帝に誤用せられ、位人臣を極め、祿百億を賜ふ。今討賊未だ效あらず、知己未だ答へず。而るに寵を齊・晉に方べ、坐して自ら貴大なるは、其の義に非ざるなり。若し魏を滅ぼし叡を斬り、帝は故居に還られ、諸子と並び升らば、十命と雖も受く可し、況んや九に於てをや。

とあるように、諸葛亮は李嚴の申し出を諧謔を交えながら斷ることになる。^(二二)

もちろん、すべての人びとが「漢」を見放したわけではない。後漢末の混乱ゆえに何休は、『春秋公羊解詁』の中で「聖漢」の正統性を主張し續けている。^(二三) 諸葛亮は、その一生を「漢」の復興に捧げた。徐州大虐殺により抱いた青年期の反曹の思いは、「漢」の復興という信念を揺るぎなきものにしていたのである。

諸葛亮が向かった荊州の支配者は、後漢帝室の一族である劉表であった。劉表政權は、襄陽の「名士」蔡瑁や南陽の「名士」蒯越らに支えられ安定していた。^(二四) 諸葛亮には、劉表を輔佐して「漢」を復興するという選擇肢もあった。諸葛亮は、蔡瑁のめいを妻としていた。そのほか、弟の均には習氏から妻を迎え、姉を龐徳公の子龐山民に嫁がせるなど、襄陽を代表する豪族と婚姻關係を結んでいたのである。劉表政權に参加して、それなりの地位に就くことは難しくなかったはずである。しかし、諸葛亮は劉表には仕えなかった。

劉表の支配は「寛」治であった。後漢「儒教國家」が推進した「寛」治は、豪族が郷里で力を伸ばしても、それを取り締まらずに利用する。今文『尙書』堯典の「五教在寛」を典據とする「寛」治は、歴代皇帝の詔や地方官の統治の評

價に「寛」が頻出するように、後漢の支配の理想型であった。^(一四)しかし、劉表と同様に「寛」治を行った袁紹を、曹操の幕僚である郭嘉が、「漢末、政寛に失するも、(袁)紹は寛を以て寛を濟はんとす、故に攝ず」(『三國志』卷十四 郭嘉傳注引『傳子』)と批判するように、「寛」治はもはやその有効性を失っていた。劉表を評價しなかった者は、諸葛亮だけではない。和洽が「昏世の主」、裴潛が「霸王の才に非ず」、杜襲が「撥亂の主」ではない、と評したように(『三國志』卷二十三 和洽傳・裴潛傳・杜襲傳)、劉表を主となすに足らぬ人物と考える者は多かった。

こうした諸葛亮と劉表との距離感を「梟雄」劉備が見逃すはずはない。劉備は、漢の一族と稱するものの、實態は武力だけを頼りに群雄の間を轉々とする傭兵隊長に過ぎず、當時は荊州牧劉表の客將となっていた。その間、劉備は徐州に迎えられたこともあった。曹操が虐殺を繰り広げた直後の徐州である。諸葛亮は、日頃、齊の歌謠である「梁父吟」を口ずさみ、自らを管仲・樂毅に比していたという(『三國志』卷三十五 諸葛亮傳)。兩者とも齊、つまり徐州と深い関わりを持つ人士である。徐州への思いは深い。虐殺直後の徐州に選ばれた支配者、劉備に諸葛亮も強い関心を持っていたであろう。

徐庶を仲介とする「せめぎあい」により、三顧の禮を盡くさせられた劉備は、諸葛亮を集團に迎える。^(一五)こののち劉備は、荊州南部を根據地として初めて確保し、益州(蜀)に入って蜀漢を建國する。つまり、三顧の禮を通じて劉備は、關羽・張飛を中心とする傭兵集團から、「名士」を中核に据える集團へと自己の組織を再編することにより、地域支配を安定させて根據地を確保し、ついには政權を樹立したのである。「水魚の交わり」という言葉は、こうした集團の變容に不満を持つ關羽・張飛への言い譯である。魚に水が必要なように、集團に「名士」を缺く劉備は、諸葛亮の存在を政權存立の基盤とする以外の選擇肢がなかったのである。

三顧の禮により集團での厚遇を約束された諸葛亮は、劉備に出仕する。むろん「漢」の復興のためである。「漢」と

「寛」治、後漢の儒教が正統化した二つの價值觀の中で、諸葛亮は前者を再興するために、後者の統治方法を改變していくのである。

二、臥龍

劉備に迎えられる以前、諸葛亮は荊州で「襄陽グループ」に屬しながら、「荊州學」を學んでいた。司馬徽・龐徳公を指導者と仰ぐ襄陽グループは、劉表とは一線を畫しながらも、襄陽に規制力を持つ「名士」の集團で、諸葛亮・龐統・馬良・徐庶・崔州平・孟建などがその構成員である。劉備が諸葛亮に三顧の禮を盡くした理由は、この襄陽グループを構成する「名士」に自分を賣り込む目的も含まれていた。^(二六)

諸葛亮が學んだ荊州學とは、劉表に仕えた宋忠・綦母闈を中心としながら、司馬徽など野の學者をも含んで荊州に成立した新しい儒教である。荊州學は、鄭玄に對する最初の異議申し立てで、魏晉經學の先驅けともなった。その内容は、三禮、就中『周禮』により諸經を體系化した鄭玄に對して、『春秋左氏傳』を經學の中心に位置づけるところに特徴を持つ。^(二七) 諸葛亮と同様、荊州學を學んだ尹默の學問について、『三國志』卷四十一尹默傳には、

益部多く今文を貴びて章句を崇ばず。(尹)默其の博からざるを知りて、乃ち遠く荊州に遊び、司馬徳操・宋仲子らに古學を受く。皆諸經史に通ず。又左氏春秋に專精し、劉歆の條例より、鄭衆・賈逵父子・陳元・服虔の注説、咸略ぼ誦述し、復た本を按ぜず。

とある。荊州學が多くの經典を兼修する古文學で、『春秋左氏傳』をその中心とすること、多くの注釋を學びながらも、鄭玄注は取らなかったことを理解できよう。諸葛亮も、『三國志』卷三十五諸葛亮傳注引郭冲『五事』に、

吾武を統べて師を行るに、大信を以て本と爲す。原を得て信を失ふは、古人の惜む所なり。去る者は束装して以て期を待ち、妻子は鶴望して日を計る。征難に臨むと雖も、義の廢せざる所なり。

とあるように、『春秋左氏傳』僖公傳二十五年の「原」城の事例を典據に兵士の交替を實行している。荊州學で學んだ『春秋左氏傳』を實際の政治の場に生かしているのである。

また、荊州學では、實踐を尊ぶ後漢末の儒教の潮流を受け、儒教を「經世濟民」に役立てることも重視していた。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引『襄陽記』に、

劉備 世事を司馬德操に訪ぬ。德操曰く、「儒生・俗士、豈に時務を識らんや。時務を識る者は俊傑に在り。此の間自ずから伏龍・鳳雛あり」と。備問ふに、「誰爲らんや」と。曰く、「諸葛孔明・龐士元なり」と。

とある。荊州學および「襄陽グループ」の指導者的立場にあった司馬徽は、彼ら自身を單なる學者とは峻別し、時務を識る「俊傑」と位置づける。その司馬徽から次代を擔う「名士」との意味で、「伏龍（あるいは臥龍、まだ世に現れていない龍）」と評價された者が諸葛亮なのである。同學の者が經典の章句に夢中となるのに反して、諸葛亮は大まかな意味を知るに止めていたという（『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引『魏略』）。重要なことは、經典の指し示す理想を實現することにある。受験勉強のような細かな知識の暗記には無いのだ。諸葛亮と並び、「鳳雛（まだ世に飛び立たない鳳）」と司馬徽に評されていた龐統が、「帝王の祕策」を好んで論じたのもそのためである（『三國志』卷三十七 龐統傳注引『吳錄』）。諸葛亮も常に、自らを管仲や樂毅に比したように、國家の經營を抱負としていた。劉備に出仕して赤壁の戦いで孫氏と結び、自らも入蜀して益州の統治を委ねられた諸葛亮は、「經世濟民」の理想を實現するため、いかなる政策を展開したのであろうか。

三、泣いて馬謖を斬る

劉備の入蜀に際して、大きな役割を果たした者は、法正であった。荊州を守備する諸葛亮が、信頼を持って入蜀に行させた「鳳雛」龐統は、羽ばたくことなく流れ矢により生涯を閉じた。蜀の平定後、法正は諸葛亮の厳格な政治を批判し、法刑を緩めることを勧めた。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引郭沖『五事』に、

亮の刑法峻急にして、百姓を刻剝し、君子・小人より咸怨歎を懷く。法正諫めて曰く、「昔高祖關に入るや、法三章を約し、秦の民徳を知る。今君威力を假借し、一州に跨據し、初めて其の國を有つも、未だ惠撫を垂れず。且つ客主の義、宜しく相降下すべし。願はくば刑を緩め禁を弛め、以て其の望を慰めん」と。

とある。法正が主張したものは、後漢「儒教國家」で行われてきた「寛」治である。諸葛亮はこれに強く反論する。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引郭沖『五事』に續けて、

君は其の一を知りて、未だ其の二を知らず。秦は無道を以て、政は苛しく民は怨み、匹夫大呼し、天下土崩す。高祖之に因れば、弘濟を以てすべし。劉璋は暗弱、焉より以來、累世の恩有り。文法羈縻するも、互ひに相承奉し、徳政擧がらず、威刑肅まれず。之を寵むに位を以てし、位極むれば則ち賤しみ、之を順ふるに恩を以てし、恩竭くれば則ち慢る。弊を致す所以は、實に此れに由る。吾今之を威するに法を以てし、法行はれば則ち恩を知り、之を限るに爵を以てし、爵加はれば則ち榮を知る。恩榮並び濟りて、上下節有り。治を爲すの要、斯に於て著はれん。

とある。諸葛亮は、劉焉・劉璋政權の懦弱な支配に慣れきった蜀を統治するためには、法が必要であると主張する。そ

の際、劉焉・劉璋政權への批判の論據となっている、「徳政舉がらず、威刑肅まれず」という用語は、荊州學の最重要視した經典である『春秋左氏傳』の隱公傳十一年に、

君子謂ふ、「鄭の莊公、政刑を失ふ。政は以て民を治め、刑は以て邪を正すものなり。既に徳政無く、又威刑無し。是を以て邪に及べり。邪にして之を詛ふとも、將た何の益かあらん」と。

とある記述を典據とする。諸葛亮は、自己の價值基準の中核に『春秋左氏傳』を置いて、劉焉・劉璋政權の政治運営を批判しているのである。自らが行う政治の價值基準も、『春秋左氏傳』に求めたと考えてよい。

それでは、『春秋左氏傳』はどのような支配を正當とするのであろうか。混亂期の政治形態として、『春秋左氏傳』が正當視するものは「猛」政である。王符ら後漢末から三國時代にかけての儒者は、多く「猛」政を主張していた。^(一九)『春秋左氏傳』昭公傳二十年に、

仲尼曰く、「善きかな。政寛なれば則ち民慢。慢なれば則ち之を糾すに猛を以てす。猛なれば則ち民殘。殘なれば則ち之に施すに寛を以てす。寛以て猛を濟ひ、猛以て寛を濟はば、政是を以て和す」と。

とあり、孔子の言として、「寛」なる政治が弛緩した場合には、「猛」政によりこれを糾すべきことを傳えている。後漢「儒教國家」の「寛」治が弛緩した今こそ、「猛」政を推進すべきである。『春秋左氏傳』を重視する荊州學を學んだ諸葛亮は、「寛」治により弛緩した益州の支配を「猛」政によって再建していくのである。

劉備の崩御により劉禪が即位すると、諸葛亮は丞相・録尚書事として、政治の全權を掌握した。諸葛亮の厳格な統治に對して、恩赦を惜しんでいるとの批判が擧がる。後漢時代の「寛」治では、恩赦が多く行われていたのである。諸葛亮は、先帝の言葉を引き、「赦」の濫發は決して政治に益のないことを述べる。『華陽國志』卷七 劉後主志に、

世を治むるには大徳を以てし、小惠を以てせず。故に匡衡・吳漢は赦を爲すを願はず。先帝も亦た言ふ、「吾陳元

方・鄭康成の間に周旋し、毎に啓告せられ、治亂の道備はるも、曾て赦を語らざるなり」と。劉景升・李玉父子の若きは、歳歳赦宥するも、何ぞ治に益せん。

とある。諸葛亮に依れば、先帝劉備は若いころ陳紀・鄭玄から教えを受けたが、恩赦を語ったことはないという。大赦のような「寛」治は、墮落を招くだけである。ちなみに、劉備は死去に際して、劉禪に史書の『漢書』・經典の『禮記』とともに、兵法書の『六韜』・法家の『商君書』を學ぶよう遺言している。さらに、諸葛亮が自ら書き寫したものの劉禪に送る途中で亡失したとする法家の『申子』『韓非子』などを自ら求めて學ぶ必要性をも劉禪に言い遺している（『三國志』卷三十二先主傳注引『諸葛亮集』）。

『春秋左氏傳』の「寛猛相濟」を典據とする「猛」政は、具體的な政治の場では法刑の重視となって顯在化する。後漢の今文學は、官學であるがゆえに「寛」治を克服する論理を展開し得なかった。後漢後期以降の在野の古文學の儒者が法刑の必要性を説いていく中で、最終的に鄭玄が律の章句を著し、それが西晉時代に規範とされたことは、「猛」政に向けての儒教の内發的な展開を象徴する。諸葛亮が、法家の『申子』『韓非子』を劉禪に學ばせようとしたのは、法刑の充實の手段を法家に求めただけであって、周一良（一九七四）の如く、これを以て諸葛亮を法家思想の信奉者などと理解することはできないのである。

『春秋左氏傳』に基づく「猛」政を推進する便法として法家を利用する一方で、諸葛亮は、自らの價值基準に従い法令を編纂した。「蜀科」である。「蜀科」の編纂に携わった者は、諸葛亮・法正・劉巴・李嚴・伊籍である（『三國志』卷三十八伊籍傳）。「寛」治を主張していた法正をあえて加えたほかは、すべて荊州出身という共通性を持つ。荊州學という儒教の内發的な展開の中で、「蜀科」という法典が編纂されたと考えてよいであろう。

かかる儒教に基づく「猛」政により内政を整えた諸葛亮は、曹魏への北伐を行うが、馬謖の命令違反により街亭で敗

れた。軍法を犯した馬謖を泣いて斬った時、諸葛亮は、『三國志』卷三十五 諸葛亮傳に、

(諸葛亮、馬) 謖を戮して以て衆に謝す。上疏して曰く、「臣弱才を以て、叨に據るに非ざるを竊み、親ら旄鉞を乗りて以て三軍を厲す。章を訓へ法を明らかにする能はず、事に臨んで懼れ、街亭に命に違ふの闕、箕谷に戒めざるの失有るに至る。咎は皆 臣の授任 方無きに在り。臣の明 人を知らず、事を恤むるに闇多し。春秋に『帥を責む』と。臣の職之に當る。請ふらくは自ら二等を貶して、以て厥の咎を督さん」と。

と、自らも三等降格して右將軍となった。その際、典據とした春秋とは、『春秋左氏傳』宣公傳十二年に、

韓獻子 桓子に謂ひて曰く、「堯子、偏師を以て陥らば、子の罪 大なり。子元帥爲り。師 命を用ひざるは誰の罪ぞや。屬を失い師を亡はば、罪爲ること已だ重し……」と。

とある事例を指す。諸葛亮が、「猛」政の典據である『春秋左氏傳』を刑罰の基準にもしていることが理解できる。富谷至によれば、儒教の禮典の條文を法源にして、晉律は構成されているという。^(四)かかる儒教を基礎にした律の形成を推進したものが「猛」政の尊重であり、諸葛亮の法刑重視は、こうした儒教の内發的な展開の一事例と考えることができるのである。

四、器能を盡くせるに服す

諸葛亮の嚴格ではあるが、公正な支配を益州は受け入れた。『三國志』卷四十一 楊洪傳に、「西土咸 諸葛亮の能く時人の器用を盡くせるに服するなり」とあり、諸葛亮の支配に對する益州の稱贊を傳えている。支配への支持は、諸葛亮を中心とする荊州「名士」の集團に益州人士を組み込み、蜀漢「名士」社會を形成しながら、益州人士を政權の要職

に拔擢していく人事政策の成功のほか、益州豪族の既得権を侵害しないための南中統治など經濟面での配慮をも理由とする。^(二五) そうした諸葛亮の統治の持つ多面的な要素の中から、ここでは、諸葛亮が益州の儒教にどのような對應をしたのかに問題を限定して、益州との關係を考察したい。

益州の傳統的な儒教は「蜀學」と呼ばれ、楊春卿に始まる「讖緯の學」をその中心的な學問内容とする。讖緯の學とは、神祕主義的な儒教であり、未來の豫言を記す緯書の解釋を重視する。^(二六) 楊春卿の孫、楊厚の門生として、董扶・任安に次ぐ名聲を得ていた周舒は、蜀漢の成立以前に、『三國志』卷四十一周羣傳に、

時人問ふもの有り、「春秋讖に曰く、『漢に代はる者は當塗高なり』と。此れ何の謂ぞ」と。(周)舒曰く、「當塗高とは、魏なり」と。郷黨の學者私かに其の語を傳ふ。

とあるように、漢に代わるものを魏であると豫言していたという。かかる豫言こそ蜀學の特徴であり、この文言が傳えられる蜀で「末っ子の漢」という意味の「季漢」を建國したのであるから、諸葛亮の統治は困難が豫想されよう。

話は遡る。劉備が入蜀して劉璋を打倒し、益州「名士」や豪族の既得権を保證すると、蜀學の構成員も多く劉備政權に参加した。漢中を取って勢力を擴大する中、曹魏により獻帝が殺害されたという誤報が伝えられると、蜀學は瑞祥の發生を言い、劉備の即位を正當化する緯書を捏造する。『三國志』卷三十一先主傳に、

故に議郎・陽泉侯の劉豹、青衣侯の向舉、偏將軍の張裔・黃權、大司馬屬の殷純、益州別駕從事の趙苻、治中從事の楊洪、從事祭酒の何宗、議曹從事の杜瓊、勸學從事の張爽・尹默・譙周ら上言するに、「臣聞くならく、『河圖洛書、五經讖緯は、孔子の甄かにする所、驗應は自ら遠し』と。謹みて洛書甄曜度を案ずるに曰く、『赤は三日、徳九世に昌んにして、備に會ひ合して帝際と爲る』と。洛書寶號命に曰く、『天は帝道を度し、備皇を稱す。統を以て契を握り、百成して敗れず』と。洛書録運期に曰く、『九侯七傑命を争ひて民炊骸し、道路籍籍人頭を履む。

誰ぞ 主者とせしむ。玄且に來たらん』と。孝經鉤命決錄に曰く、『帝三建し、九に備に會ふ』と。臣〔巨〕の父たる羣は未だ亡ぜざる時に言ふ、『西南に數しば黃氣有り、直立すること數丈、見れ來ること積年、時時 景雲祥風の璿璣より下り來りて之に應ずる有り、此れ異瑞爲り。……』と』と。

とある。掲げられた緯書のうち、『洛書甄曜度』は、『續漢書』志七 祭祀上 封禪に、「雒書甄曜度に曰く、『赤は三たび徳九世に昌んにして、修に會ひ符合して帝際す。勉め刻みて封ず』と』とあるように、本來は後漢のための緯書であった。蜀學は「修」の字を「備」に代えることにより、劉備の受命を正當化する緯書としたのである。同様に、『孝經鉤命決錄』も、『續漢書』志七 祭祀上 封禪に、「孝經鉤命決に曰く、『予誰か行はん。赤劉帝を用ふるに、三たび孝を建て、九に修に會ひ、專茲竭行して岱青に封ず』と』とあり、「修」を「備」に代えたものであることが分かる。さらに、周羣がすでに劉備の即位を豫言していた、と上奏することにより、蜀學は蜀漢政權に迎合し、劉備の支配を正當化するための緯書を提供したのである。

蜀漢政權側もこれに應え、『春秋公羊傳』を尊重することにおいて蜀學を包含する後漢の官學であった今文學により、益州に接しようとした。許靖を太尉に任命する詔には、「五教在寬」という今文『尙書』堯典の理念が掲げられ、『三國志』卷三十九 許靖傳)、甘皇后(元)の追尊には、「母以子貴」という『春秋公羊傳』の論理が援用された(『三國志』卷三十九 先主甘皇后傳)。しかし、周舒以來、漢から魏への王朝交替を語り繼ぐ蜀學の傳統と蜀漢とは、何の矛盾もなく相互理解を行い得たわけではない。張裕は劉備に逆らい、その没年を豫言したため、諸葛亮の諫止を押し切った劉備に處刑された(『三國志』卷四十一 周羣傳附張裕傳)。劉備が孫吳と戦おうとした際、天の時に利がないことを述べ、東征を止めようとした秦宓は、劉備により投獄されているのである(『三國志』卷四十一 秦宓傳)。

劉備の蜀學への彈壓を止めているように、諸葛亮は蜀學を尊重する立場を取った。諸葛亮が學んだ荊州學は、古文學

の『春秋左氏傳』を中心とするうえ、讖緯の學を否定する⁽¹⁰⁾ため、蜀學とは經義として對抗關係となる。それでも、諸葛亮は、劉備の死後、秦宓を登用して丞相府の別駕從事に就け、董扶・任安の人物を尋ねて蜀學の復興に心を砕いた(『三國志』卷三十八 秦宓傳注引『益部耆舊傳』)。また、劉備親政期には、「聾」と稱して出仕しなかつた杜微に諸葛亮は、『三國志』卷四十一 杜微傳に、

德行を服聞し、飢渴して歷時す。清濁流を異にし、咨覲に縁る無し。王元泰・李伯仁・王文儀・楊李休・丁君幹・李永南兄弟・文仲寶ら、毎に高志を歎ずれば、未だ見ざるも舊の如し。猥りに空虛を以て、貴州を統領す。徳薄く任重く、慘慘として憂慮す。朝廷〔後主劉禪〕は今年始めて十八、天姿仁敏、徳を愛し士に下り、天下の人、漢室を思慕す。君と與に天に因り民に順ひ、此の明主を輔け、以て季興の功を隆さんと欲するなり。

という手紙を渡し、蜀漢政權への協力を要請している。その際、諸葛亮が杜微の名聲を王謀・李伯仁・楊洪・丁君幹・李邵・李朝・文恭ら益州人士〔王連だけは益州在住の荊州人士〕から、聞いている點には着目してよい。多くの益州人士が諸葛亮の主事する蜀漢「名士」社會の構成員となり、それへの杜微の參加を蜀漢「名士」社會全體で要請するという形式を取っているためである。杜微は諸葛亮の熱意に應え、諫議大夫に就いている。

こうして諸葛亮は、政權の施策としては荊州學に基づき「猛」政を展開する一方で、蜀漢「名士」社會の形成とともに蜀學の振興をも圖り、「名士」社會の文化的價値の中心に儒教を位置づけていった。蜀漢後期における蜀學を代表する譙周が、五丈原で諸葛亮が陣没した際、禁令が出る以前に眞っ先に弔問に訪れ、諸葛亮への敬愛の情を表したことは(『三國志』卷四十二 譙周傳)、諸葛亮の振興によって蜀學が復興したことを端的に物語る。

ただし、これは諸葛亮が存在して初めて成り立つ妥協であつた。『春秋公羊學』を中心とする後漢の官學に含まれる蜀學と『春秋左氏傳』を中心とする荊州學とは、經義が大きく異なる。『三國志』卷四十一 孟光傳に、

(孟光) 漢家の舊典に長じ、公羊春秋を好みて左氏を譏呵す。毎に來敏と此の二義を争ふ。

とあるように、政權で優越する荊州人士の儒教である荊州學への反發はつねに存在した。「亂羣」と評された荊州人士の來敏が失脚した背景には(『三國志』卷四十一來敏傳)、こうした對峙性を想定してよい。ことに、諸葛亮の死後、蔣琬・費禕輔政期を経て、姜維が北伐を繰り返すと、蜀學が祕かに伝えてきた「漢に代はる者は當塗高なり」という豫言が公然化してくる。蜀漢滅亡の前年、譙周は蜀漢が曹魏に代わることを讖緯の言葉で柱に書きつけた(『三國志』卷四十二杜瓊傳)。蜀學が諸葛亮の宣揚を契機として有した蜀漢との關係を斷ち切って、本來の豫言に立ち戻った時、蜀漢は滅亡したのである。

おわりに

諸葛亮は、「漢」の最終的な繼承者であった。主君劉備が漢室の一族と稱し、漢室復興を國是に曹魏と戦い續けたためだけではない。諸葛亮は、後漢「儒教國家」で確立した儒教一尊の價值觀の正統な後繼者なのであった。曹魏の基礎を築いた曹操は、多様な價值觀を尊重して、貴族文化の魁(三二)となった。先進的と評してよい。これに對して諸葛亮は、荊州學に基づき法刑を重視するなどの新しみを加えながらも、儒教一尊の價值觀を守り續けた。諸葛亮を法家と捉えたり、その思想的位置を法家と儒家の妥協と考えたり、「清流」と一括りにまとめたりすることはできないのである。諸葛亮は、後漢の官學であった今文學の流れを汲む蜀學を尊重したように、あくまで「漢」の傳統を繼承する。悪く言えば保守的ですからある。次代を切り開く存在とは成り得なかった。しかし、中國が自身の傳統として「漢」を振り返った時、例えば朱子は諸葛亮を極めて高く評價した(三三)。長期的には諸葛亮が「漢」民族の規範となったことを『三國志演義』は今

に伝えるのである。

注

- (一) 例えば、周一良《一九七四》は、諸葛亮を法家の代表人物の一人とし、その内政から兵法までを法家思想により位置づけた。しかし、かかる研究は四人組の法家尊重を歴史研究に投影させたもので、諸葛亮の本質を理解するものとは言い難い。
- (二) 馬植傑《一九九三》は、諸葛亮の蜀の統治は刑法と徳化を併用したと理解し、萬繩楠《一九七八》は、諸葛亮の法制思想には、いくぶんかの民主的要素が含まれると解釋する。また、張大可《一九八六》は、諸葛亮の法の重視を漢末の政治腐敗により、豪族が跋扈する現状への對應と把握する。なお、成都市諸葛亮研究會《一九八五》は、この時點での中國における諸葛亮研究の水準を示している。
- (三) このほか、内藤虎次郎《一八九七》は、記述の隨所に内藤支那學の見識が窺われるとともに、若年層の登用を訴えるその主張に、若き日の湖南の政治への情熱が感じられる。また、宮川尙志《一九四〇》は、孔明は祖先が北方豪族であったけれども、彼自身は己を知ってくれた人物、劉備に身を託して、官僚としての忠實を貫いた。……孔明の心事・政策は中世の豪族的でなく古代官吏道になつたものであつた、としている。
- (四) 林田論文が基づく川勝義雄の「清流」豪族論に對する批判は、渡邊義浩《一九九一—b》を參照。
- (五) 政治思想として國家を正當化する儒教が、國家の支配理念として承認され、こうした儒教が官僚層に浸潤するばかりでなく、支配の具體的な場にも出現し、そうした支配を歓迎する在地勢力によって受容された國家、という意味において後漢を「儒教國家」と理解することに關しては、渡邊義浩《一九九五》を參照。
- (六) 『三國志』卷三十五 諸葛亮傳。また、『太平御覽』卷四百七十 人事部 貴盛 所引の何法盛の『晉中興書』に、「諸葛氏之先出自葛國。漢司隸校尉諸葛豐、以忠強立名。子孫代居二千石。三國之典蜀有丞相亮、吳有大將軍瑾、魏有司空誕。名並蓋海內爲天下盛族」とあり、諸葛豐の子孫が代々二千石の家柄となつていたことを傳えている。
- (七) 「名士」が經濟力や軍事力ではなく名聲を支持基盤とする三國時代の支配層であることは、渡邊義浩《一九九一—a》・《一九九五》を參照。
- (八) 曹操の徐州大虐殺、並びにそれにより曹操が一部の「名士」の支持を失い據點の兗州を失いかけたこと、その後「名士」の

支持回復策として獻帝を擁立したについては、渡邊義浩〈二〇〇一―a〉を参照。ちなみに、のち諸葛亮と交渉して劉備集團と同盟を結び、曹操を赤壁で打倒することに功のあった孫吳の魯肅も徐州出身である。諸葛亮と同様な反曹の思いを魯肅にも見ることができよう。

(九) 福井重雅〈一九七四〉〈一九七五―a〉〈一九七五―b〉を参照。また、漢に代わる王朝の出現を説く圖讖が多く出現したことについては、平秀道〈一九七四〉を参照。

(一〇) 池田秀三〈一九九三〉は、應劭の『風俗通義』の皇霸篇は革命是認のために書かれたとし、内山俊彦〈一九八四〉は、仲長統の天の超越化・天人相關説への批判に漢王朝への告別を見る。

(一一) 田餘慶〈一九八一〉は、諸葛亮による李嚴の處罰を、諸葛亮と李嚴という舊劉備・劉璋兩集團の二人の實力者による二頭政治と蜀漢政權形成時の政治形態を捉える視角から、諸葛亮による李嚴の免官を前者による後者の征服と位置づける。諸葛亮と李嚴の對立にかかる側面があったことを否定はしないが、ここでは兩者の「漢」への思いの違いが、對立の根本にあると考え。なお、諸諺を交えて返答しなければならなかったのは、「君自ら取るべし」という劉備の遺言を眞劍に拒否すれば、劉備を批判することになりかねないためである。

(一二) 堀池信夫〈一九八八〉は、何休の『春秋公羊解詁』が、漢を受命の王とし、『春秋』が漢のために作られたとすることを、漢の太平の無窮の目的のために著したためと理解する。

(一三) 劉表政權が蔡瑁・蒯越ら荊州「名士」の在地社會への規制力に依據していたことは、渡邊義浩〈一九八八〉を参照。

(一四) 後漢の支配が豪族の在地社會への規制力を利用する「寛」治であったことは、渡邊義浩〈一九九四〉を参照。

(一五) 徐庶を仲介者としながら、諸葛亮と劉備との「せめぎあい」の中で、劉備が諸葛亮に三顧の禮を盡くさざるを得なかったことについては、渡邊義浩〈一九八八〉を参照。

(一六) 襄陽グループ以外の荊州支配下の「名士」や豪族の動向に関しては、渡邊義浩〈一九八八〉を参照。

(一七) 荊州學の内容、及びその經學上の位置づけに関しては、加賀榮治〈一九六四〉を参照。

(一八) 池田秀三〈一九九〇・一九九一〉によれば、『禮記解詁』を著した盧植にとり重要なことは、經義の大義を知り、その大義を實踐に移すことにあったという。黄巾の亂が起ると、盧植は四府の推舉により北中郎將となり、北軍五校の士を將いて討伐に赴き、亂の平定後は、董卓の專横に敢然と立ち向かい免官されている。

(一九) 後漢末の儒教の内發的な發展の中から、「寛」治を克服する「猛」政が『春秋左氏傳』に基づきながら提唱され、曹操政權

下でも荀彧ら潁川グループにより推進されたことについては、渡邊義浩〈二〇〇一—b〉を参照。

(二二〇) 陳紀は、「猛」政の具体的な方策として肉刑の復活を掲げていた。陳紀の子である陳羣や荀彧などの潁川グループが、曹魏政權において「猛」政の具体的な政策として肉刑の復活を掲げたことも、渡邊義浩〈二〇〇一—b〉を参照。

(二二一) 諸葛亮が卒して蜀漢が衰微すると、大赦が濫發される。『三國志』卷三十一先主傳・卷三十三後主傳によれば、劉備の即位から諸葛亮の死去までの十四年間は、大赦は、劉備即位の章武元(二二二)年と劉禪即位の建興元(二三三)年の二回だけである。蔣琬・費禕輔政期の二十年間には、延熙元(二三八)年・六(二四三)年・九(二四六)年・十一(二四九)年・十四(二五一)年と五回施行される。姜維輔政期から滅亡までの十年間には、延熙十七(二五四)年・十九(二五六)年・二十(二五七)年・景耀元(二五八)年・四(二六一)年・六(二六三)年と六回もの大赦が行われている。

(二二二) 『晉書』卷三十刑法志に、「漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律興・廐・戶三篇、合爲九篇。……後人生意、各爲章句。叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄諸儒章句十有餘家、家數十萬言。凡斷罪所當由用者、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言、言數益繁、覽者益難。天子於是下詔、但用鄭氏章句、不得雜用餘家」とある。

(二二三) 蜀科が劉備が漢中王のころに編纂されたものであること、及び三國時代全體における科法の尊重に關しては、宮川尙志〈一九六九〉を参照。

(二二四) 富谷至〈二〇〇一〉。また、富谷は、西晉の泰始律令の令について、非刑罰・行政法典の誕生には、すでに典籍となっていた禮典の存在が意識され、與ること大であった、としている。

(二二五) 諸葛亮の益州統治と蜀漢「名士」社會の形成については、渡邊義浩〈一九八九〉を参照。

(二二六) 楊氏を中心とする「蜀學」の展開については、吉川忠夫〈一九八四〉を参照。

(二二七) 盧弼『三國志集解』の當該箇所諸説を掲げるように、ここには誤脱がある。上奏文の最後に名の掲げられた「譙周」を「周羣」の誤りとするか、「臣の父羣」を「巨の父羣」とするかにより、周巨の父である周羣が氣を觀察して劉備の即位を豫言していたという文意を通せばよいわけである。ここでは、後者に従い、「臣」を「巨」に改める。

(二二八) 平秀道〈一九七七〉によれば、残りの二つの緯書は他に用例がなく、劉備のために新たに作成されたものであるという。

(二二九) 『尙書』堯典の「五教在寬」を典據に「寬」治が正當化されていたことは渡邊義浩〈一九九四〉を、『春秋公羊傳』の「母子貴」により外戚の與政が正當化されていたことについては渡邊義浩〈一九九〇〉を参照。

(三〇〇) 荊州學を繼承する王肅は、「古學を推引して以て其の義〔讖緯の學の理論〕を難」じたという(『隋書』卷三十二經籍志一

讖緯)。吉川忠夫〈一九八四〉を参照。

(三二) 曹操が文學を初めとする新たな文化を創造したことは、渡邊義浩〈一九九五〉を参照。

(三三) 歴代の諸葛亮評價に關しては、渡邊義浩〈一九九八〉を参照。

文獻表

池田秀三「盧植とその『禮記解詁』(上)、(下)」(『京都大學文學部研究紀要』二九、三〇、一九九〇、一九九一年)。

池田秀三「讀風俗通義皇霸篇札記」(『中國思想史研究』一六、一九九三年)。

内山俊彦「仲長統—後漢末—知識人の思想と行動」(『日本中國學會報』三六、一九八四年)。

加賀榮治『中國古典解釋史 魏晉篇』(勁草書房、一九六四年)。

狩野直禎『諸葛孔明』(人物往來社、一九六六年)。

平 秀道「魏の文帝と圖緯」(『龍谷大學論集』四〇四、一九七四年)。

平 秀道「蜀の昭烈帝と讖緯」(『龍谷大學論集』四〇九、一九七七年)。

富谷 至「晉泰始律令への道—第二部 魏晉の律と令」(『東方學報』七三、二〇〇一年)。

内藤虎次郎『諸葛武侯』(東華堂、一九七七年)。

林田愼之助「諸葛孔明と荀彧、孔融」(『中國—社會と文化』四、一九八九年)。

福井重雅「黃巾集團の組織とその性格」(『史觀』八九、一九七四年)。

福井重雅「黃巾の亂と起義の口號」(『大正大學研究紀要』文學部・佛教學部 五九、一九七五年—a)。

福井重雅「黃巾の亂と傳統の問題」(『東洋史研究』三四—一、一九七五年—b)。

堀池信夫「何休の『元』」(『漢魏思想史研究』明治書院、一九八八年)。

宮川尙志『諸葛孔明』(富山房、一九四〇年)。

宮川尙志「三國時代の國家觀念と科法の尊重」(『鎌田博士還曆記念 歷史學論叢』鎌田先生還曆記念會、一九六九年)。

吉川忠夫「蜀における讖緯の學の傳統」(『讖緯思想の總合的研究』國書刊行會、一九八四年)。

渡邊義浩「蜀漢政權の成立と荊州人士」(『東洋史論』六、一九八八年)。

- 渡邊義浩「蜀漢政權の支配と益州人士」(『史境』一八、一九八九年)。
- 渡邊義浩「漢魏交替期の社會」(『歴史學研究』六二六、一九九一年—a)。
- 渡邊義浩『後漢國家の支配と儒教』(雄山閣出版、一九九五年)。
- 渡邊義浩「後漢時代の外戚について」(『史峯』五、一九九〇年、『後漢國家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所收)。
- 渡邊義浩「後漢時代の黨錮について」(『史峯』六、一九九一年—b、『後漢國家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所收)。
- 渡邊義浩「『德治』から『寛治』へ」(『中國史における教と國家』雄山閣出版、一九九四年、『後漢國家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所收)。
- 渡邊義浩「三國時代における『文學』の政治的宣揚—六朝貴族制形成史の視點から」(『東洋史研究』五四—三、一九九五年)。
- 渡邊義浩「三國政權形成前史—袁紹と公孫瓚」(『吉田寅先生古稀記念 アジア史論集』(東京法令出版、一九九七年)。
- 渡邊義浩「諸葛亮像の變遷」(『大東文化大學漢學會誌』三七、一九九八年)。
- 渡邊義浩「曹操政權の形成」(『大東文化大學漢學會誌』四〇、二〇〇一年—a)。
- 渡邊義浩「『寛』治から『猛』政へ」(『東方學』一〇二、二〇〇一年—b)。
- 周一良「諸葛亮和法家路線」(『歷史研究』一九七四—一、一九七四年)。
- 成都市諸葛亮研究會(編)『諸葛亮研究』(巴蜀書社、一九八五年)。
- 張大可「論諸葛亮」(『社會科學(蘭州)』一九八六—一、一九八六年、『三國史研究』甘肅人民出版社、一九八八年に所收)。
- 田餘慶「李嚴興廢和諸葛用人」(『中華學術論文集』中華書局、一九八一年)。
- 馬植傑「劉備託孤與諸葛亮治蜀和北伐」(『三國史』人民出版社、一九九三年)。
- 萬繩楠「論諸葛亮的“治實”精神」(『安徽師大學報』哲學社會科學版一九七八—三、一九七八年、『魏晉南北朝史論稿』安徽教育出版社、一九八三年に所收)。
- 餘明俠『諸葛亮評傳』(南京大學出版社、一九九六年)。